

# 第2回 要配慮者の避難の在り方検討会

日 時：令和7年7月9日（水）

18時00分～20時00分

場 所：高知城歴史博物館 1Fホール

## 議 事 次 第

### 1. 開会挨拶

### 2. 議 事

『高齢者の避難生活支援について』

- (1) 議論の流れ、留意点について（再確認）
- (2) 福祉避難所の想定避難者について（現状）
- (3) 要介護認定区分ごとの想定される避難生活場所

#### － 配布資料一覧 －

- ・ 議事次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 席次表
- ・ 議事概要（第1回）
- ・ 設置要綱
- ・ 議事『高齢者の避難生活支援について』
- ・ (参考資料①) 主な介護サービス・介護予防サービス
- ・ (参考資料②) みんなのあんしん介護保険（四万十町）

第2回 要配慮者の避難の在り方検討会 出席者名簿

	所 属	役 職	氏 名
委 員	社会福祉法人和香会 (高知県社会福祉法人経営者協議会)	理事長 (理事)	植村 芳明
	高知県立大学 看護学部	教授	竹崎 久美子
	高知大学医学部 危機管理医療学講座	特任教授	西山 謹吾
	社会福祉法人高知県知的障害者育成会	理事	岡本 圭美
	社会福祉法人明成会 (高知県身体障害者(児)施設協会)	理事長 (会長)	岡村 理佐
	株式会社ケアウェイブ	代表取締役	森田 誠
	医療法人一条会 相談支援事業所ゆくり	所長	池 美穂
	高知県社会福祉協議会	事務局次長	半田 雅典
	日本赤十字社 高知県支部 事業推進課	課長	吉岡 邦展
	高知市 健康福祉部 健康福祉総務課	課長	水野 知宣
	香美市 福祉事務所	所長	野邑 裕永
	四万十町 健康福祉課	課長	國澤 豪人

	所 属	役 職	氏 名
事 務 局	子ども・福祉政策部	副部長(総括)	西野 美香
	地域福祉政策課	課長	市川 晋
		課長補佐	佐竹 一浩
		チーフ(災害時要配慮者支援担当)	備前 佑介
		主幹	谷 悠太郎
		主幹	明石 景太
		主事	宮脇 基樹
	長寿社会課 介護予防・地域支援室	室長	窪田 純子
	障害福祉課	課長	山崎 千夏
		課長補佐	田村 由隆
	障害保健支援課	課長補佐	村山 真一
	子育て支援課 母子保健・子育て支援室	室長	川崎 利江
		チーフ(母子保健担当)	川村 真奈恵
	保健政策課	保健推進監	松岡 智加
		チーフ(健康長寿県づくり担当)	宮地 亜希
	保健政策課 災害医療対策室	室長	藤本 直人
		チーフ	安岡 真治
	健康対策課	課長補佐(疾病対策担当)	尾木 朝子
		チーフ(難病担当)	吉松 恵
	危機管理・防災課	課長補佐	松本 健児
南海トラフ地震対策課	課長	伊藤 孝	
	チーフ(地域支援担当)	井上 政彦	

# 第2回 要配慮者の避難の在り方検討会 席次表

日時: 令和7年7月9日(水) 18:00~20:00

場所: 高知城歴史博物館 1階ホール

スクリーン

PC

西山委員      岡本委員      植村委員長      竹崎副委員長      岡村委員      森田委員

○	○	○	🎤	○	○	○	○
---	---	---	---	---	---	---	---

水野委員

○
🎤
○

野邑委員

○
---

國澤委員

池委員

○
🎤
○

半田委員

○
---

吉岡委員

○	🎤	○	○	○	○	○	○
---	---	---	---	---	---	---	---

司会

長寿社会課

副部長

地域福祉政策課長

地域福祉政策課(備前)

地域福祉政策課(谷)

地域福祉政策課(明石)

○	○	○	○	○	○	○	○	○
---	---	---	---	---	---	---	---	---

障害福祉課

障害福祉課

障害保健支援課

子育て支援課

子育て支援課

保健政策課

保健政策課

災害医療対策室

災害医療対策室

○	○	○	○	○	○	○	○	○
---	---	---	---	---	---	---	---	---

健康対策課

健康対策課

危機管理・防災課

南海トラフ地震対策課

南海トラフ地震対策課

随行者

随行者

随行者

随行者

○	○	○	○	○	○	○	○	○
---	---	---	---	---	---	---	---	---

傍聴者・記者席

出入口

出入口

荷物置き場

## 要配慮者の避難の在り方検討会設置要綱

### (目的)

第1条 南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際に、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）の心身の健康状態の悪化を防ぐため、適切な避難先の確保等、具体的な避難対策を検討する「要配慮者の避難の在り方検討会（以下「検討会」という。）」を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 要配慮者の適切な避難先の確保等に関すること。
- (2) 避難先での適切な支援の在り方に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、要配慮者の避難の在り方に関して必要な事項。

### (構成)

第3条 検討会は、別表1に掲げる分野の委員12名以内で構成するものとする。

- 2 検討会には委員の互選により委員長、副委員長を置く。
- 3 委員長は検討会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 検討会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて検討会の会議に委員以外の者を出席させて意見を聴取することができる。

### (事務局)

第6条 検討会の事務局は、別表2に掲げる関係各課で構成するものとする。

- 2 検討会の庶務は、高知県子ども・福祉政策部地域福祉政策課において行う。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和7年2月25日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、委員長選出までの間は、高知県子ども・福祉政策部地域福祉政策課長が会議を招集する。

### 附 則

この要綱は、令和7年7月3日から施行する。

別表1（第3条関係）

学識経験者
医療関係者
社会福祉事業関係者
社会福祉協議会
日本赤十字社
市町村

別表2（第6条関係）

危機管理部 危機管理・防災課
危機管理部 南海トラフ地震対策課
健康政策部 保健政策課
健康政策部 健康対策課
子ども・福祉政策部 地域福祉政策課
子ども・福祉政策部 長寿社会課
子ども・福祉政策部 障害福祉課
子ども・福祉政策部 障害保健支援課
子ども・福祉政策部 子育て支援課

# 議事

## 『高齢者の避難生活支援について』

---

- (1) 議論の流れ、留意点について（再確認）
- (2) 福祉避難所の想定避難者について（現状）
- (3) 要介護認定区分ごとの想定される避難生活場所

# (1) 議論の流れ、留意点について (再確認)



### 【課題1】

福祉避難所の想定避難者の基準が各市町村により異なるため、県全体で把握している数字の信頼度が低い

①福祉避難所の想定避難者をどう考えるべきか

### 【課題2】

各福祉避難所における受け入れ可能人数の算出方法が定まっていない

②受入可能人数の算出方法をどう考えるべきか

### 【課題3】

各福祉避難所とも高齢者、障害者等の属性ごとの受け入れ可能人数が把握できていない

③福祉避難所指定施設において、属性ごとに必要な支援をどう考えるべきか

①～③を踏まえ、

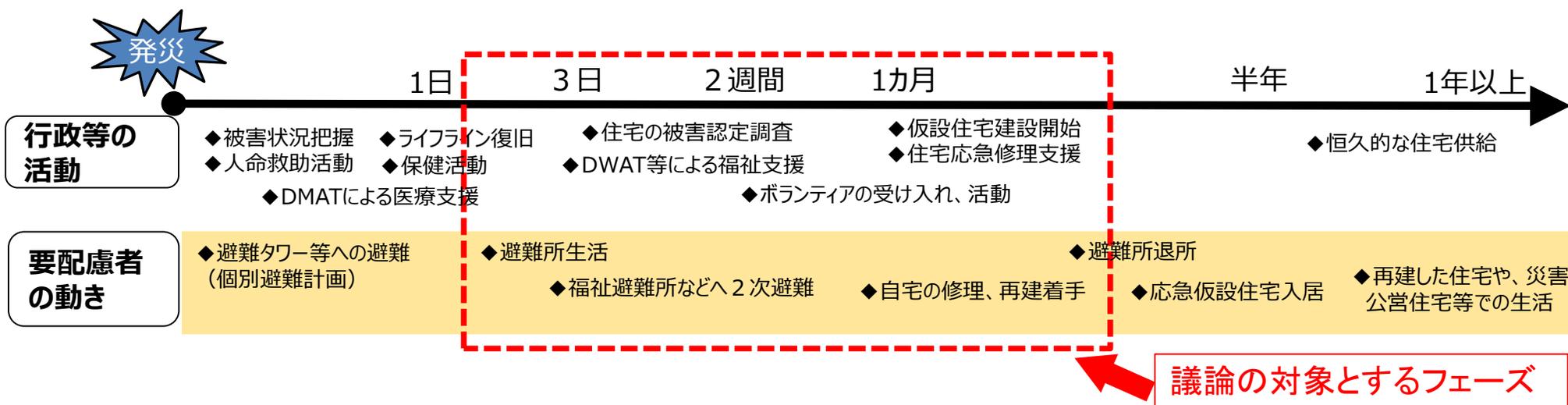
④具体的な対応策をどう考えるか

### 議論の対象者

『生活の基盤が自宅にある方』

※社会福祉施設等への入所者は、施設のBCPで対応する

### 議論の対象とするフェーズ



### 議論のアウトプットの想定

- ◆「高知県福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」等の改訂
- ◆各市町村が作成する個別避難計画の避難先を見直し
- ◆具体的な対応策を南海トラフ地震対策行動計画等へ位置付け

※議論する想定避難者等は、具体的な避難対策を検討するための土台として想定しており、各市町村において、検討会の議論を踏まえた対応を強制するものではない

### 【目指す姿】 要配慮者が適切な避難所で適切な支援を受けられる環境が整っている

#### ①福祉避難所の想定避難者をどう考えるべきか

＜事務局＞ 各市町村の現在の考え方を整理（アンケート等実施）

結果を報告、たたき台の提示

【第2回、第3回】

想定避難者の考え方について議論（福祉避難所に避難すべき、要配慮者の属性や支援が必要な程度 等）

＜事務局＞ 議論を踏まえた想定避難者数の算出（市町村に作業依頼）

#### ②受入可能人数の算出方法をどう考えるべきか

#### ③福祉避難所指定施設において、属性ごとに必要な支援をどう考えるべきか

【第4回】

属性ごとの配慮事項や必要な支援内容を検討し、受け入れ施設の考え方を議論

＜事務局＞ 議論を踏まえ、各施設において受入可能な要配慮者の属性と人数を精査

（市町村に算出作業を依頼）  
※令和8年度当初にとりまとめ

＜事務局＞ 想定避難者数と福祉避難所指定施設の受入可能人数を突合（市町村に作業依頼）

→ **要配慮者の属性ごとに突合し、福祉避難所の過不足を明らかにする**

#### ④具体的な対応策をどう考えるか ※以下はすべて例示

在宅避難のリスク  
や実効性の検証

一般の避難所  
での受入

広域の大規模福  
祉避難所の整備

周辺自治体等へ  
の広域避難

など幅広く検討

報告書とりまとめ

令和7年度

令和8年度

第5～7回  
検討会

## 【目指すところ】 具体性のある福祉避難所への想定避難者数及び福祉避難所の受入可能人数の算出

### ☆ 議論のゴール

福祉避難所に限られるなか、要配慮者の健康や要介護度の悪化を防ぎつつ、安全な避難場所を確保するため、要配慮者の属性ごとに、下記①～③で避難生活を送る対象者の目安を示す。

- ①避難所ではなく病院や社会福祉施設への移送が必要な人
- ②福祉避難所への避難が必要な人
- ③一般の避難所（福祉スペース）で生活可能な人

### ☆ 議論いただきたいこと

- 福祉避難所での支援が難しいと想定される属性について  
（例：要介護5の人は、病院や社会福祉施設に移送など）
- 福祉避難所でなければ生活が出来ないと想定される属性ごとの目安について
- その他、要配慮者の避難生活場所を検討するうえで、考慮すべきことについて

### ☆ 議論の流れ

1. 議論を行うにあたり、共通認識をもつ
  - ・ 要配慮者の属性ごとの特徴について
  - ・ 要配慮者の属性ごとの平時に必要な支援について
2. 避難生活において必要な支援について
3. 要配慮者の属性ごとに、適切な避難生活場所について議論

第2回（7/9）  
第3回（9～10月頃）  
第4回（11～12月頃）

## (2) 福祉避難所の想定避難者について (現状)



## 県ガイドラインによる例示

### 「高知県福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」 P5

#### 1.1福祉避難所の対象となる者の概数を把握

#### 1 福祉避難所の対象となる者の把握

1. 市町村は、福祉避難所の指定・整備数を検討するための基礎資料として、福祉避難所の対象となる者の概数を把握する。

（1）福祉避難所の対象としては、主に次の者が考えられる。

①身体障害者（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者、内部障害者等）

②知的障害者

③精神障害者

④高齢者（一人暮らし、高齢者のみ世帯等）

⑤人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者、医療的ケアを必要とする者

⑥妊産婦、乳幼児、病弱者、傷病者

（2）上記のうち、既存統計や避難行動要支援者名簿等で人数の把握が可能なものについては、その情報を活用する。また、民生委員・児童委員（以下、本文では「民生委員」という。）、身体障害者相談員、知的障害者相談員からの情報や、障害者団体からの情報についても活用し、把握する。

# 福祉避難所の想定避難者について（現状）

## 想定避難者数（令和7年3月31日時点）

※死者数、負傷者数は考慮していない

15,071人（① + ② - ③） × ④ + ⑤      うち、高知市 10,809人

↳ うち、高齢者 およそ 6,500人

### ① 避難行動要支援者名簿登載者数 32,307人

例：生活の基盤が自宅にある方のうち、

- ・ 要介護認定3～5を受けている者
- ・ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓・じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- ・ 重度以上と判定された知的障害者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ・ 市の生活支援を受けている難病患者

「高知県災害時における要配慮者の避難支援ガイドライン」において例示

### ② 名簿登載者以外で福祉避難所への避難が必要な方 868人

各市町村が福祉行政等で把握している個人の情報に基づき算出

- 例：▶ 障害者手帳を取得していない障害者・児  
▶ 自力歩行が可能で自力で避難できるが、避難生活に支援が必要な高齢者 等

### ③ 一般の避難所で受け入れる要配慮者 ▲3,802人

一般の避難所の体制整備状況を踏まえ、各市町村が独自に判断

### ④ 各市町村ごとの避難率（県平均26%）

### ⑤ 介助者数（福祉避難所避難者（①～④）単身世帯と複数世帯の割合から算出）

## (3) 要介護認定区分ごとの想定される避難生活場所

---

### 【議論の対象者】

『生活の基盤が自宅にある方』

※入所施設（グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を含む）の利用者を除きます。

# 要介護認定区分ごとの特性（イメージ）

## 介護保険制度における要介護認定の区分

区分	状態像
要支援1	日常生活上の基本的動作については、 <u>ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の防止により要介護状態となることの予防に資するよう手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態</u>
要支援2	
要介護1	要支援状態から、手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、 <u>部分的な介護が必要となる状態</u>
要介護2	要介護1の状態に加え、 <u>日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態</u>
要介護3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、 <u>ほぼ全面的な介護が必要となる状態</u>
要介護4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、 <u>介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態</u>
要介護5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、 <u>介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態</u>

### （参考）要介護認定等基準時間の分類

直接生活介助	入浴、排せつ、食事等の介護
間接生活介助	洗濯、掃除等の家事援助等
問題行動関連行為	徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等
機能訓練関連行為	歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練
医療関連行為	輸液の管理、じょくそうの処置等の診療の補助

区分	左記5分野の要介護認定等基準時間		
要支援	25分以上	32分未満	またはこれに相当する状態
要介護1	32分以上	50分未満	またはこれに相当する状態
要介護2	50分以上	70分未満	またはこれに相当する状態
要介護3	70分以上	90分未満	またはこれに相当する状態
要介護4	90分以上	110分未満	またはこれに相当する状態
要介護5	110分以上		またはこれに相当する状態

# 要介護認定区分ごとの特性（イメージ）

## 要支援 1 高知県での認定者数 6,047人（令和6年12月時点）

区分	要介護認定の目安	状態の目安となる具体例	主に利用される介護サービス等
要支援1	基本的に一人で生活ができるが家事などの支援が必要。適切なサポートがあれば、要介護状態になることを防ぐことができる。	日常生活は基本的に自分だけで行うことができるが、掃除や身の回りのことの一部において、見守りや手助けが必要。	<u>利用割合の高いサービス</u> 福祉用具貸与 1,822人(30.1%) 通所リハビリ 332人( 5.5%) 訪問看護 210人( 3.5%)  ※その他、市町村による介護予防・日常生活支援総合事業や、地域の集いやあったかふれあいセンターで実施される「いきいき百歳体操」等により、介護予防の取組を実施している。

※要介護認定の目安、状態の目安となる具体例は、（株）ベネッセスタイルケアHPより抜粋（一部改変）

※状態、平時に必要な支援については、個人差があります

# 要介護認定区分ごとの特性（イメージ）

## 要支援2 高知県での認定者数 5,874人（令和6年12月時点）

区分	要介護認定の目安	状態の目安となる具体例	主に利用される介護サービス等
要支援2	基本的に一人で生活ができるが、要支援1と比べ、支援を必要とする範囲が広い。 適切なサポートがあれば、要介護状態になることを防ぐことができる。	立ち上がりや歩行などでふらつく、入浴で背中が洗えない、身だしなみを自分だけでは整えられないなど支援を必要とする場面が多い。	<p><u>利用割合の高いサービス</u></p> <p>福祉用具貸与 2,777人(47.3%) 通所リハビリ 569人(9.7%) 訪問看護 402人(6.8%)</p> <p>※その他、市町村による介護予防・日常生活支援総合事業や、地域の集いやあったかふれあいセンターで実施される「いきいき百歳体操」等により、介護予防の取組を実施している。</p>

※要介護認定の目安、状態の目安となる具体例は、（株）ベネッセスタイルケアHPより抜粋（一部改変）

※状態、平時に必要な支援については、個人差があります

# 要介護認定区分ごとの特性（イメージ）

## 要介護 1 高知県での認定者数 10,503人（令和6年12月時点）

区分	要介護認定の目安	状態の目安となる具体例	主に利用される介護サービス等
要介護1	基本的に日常生活は自分で送れるものの、要支援2よりも身体能力や思考力の低下がみられ、日常的に介護を必要とする。	排泄や入浴時に見守りや介助が必要。 「薬を飲むのを忘れる」「食事をしたことを忘れる」などの認知症初期症状がみられる場合もある。	<u>利用割合の高いサービス</u> 福祉用具貸与 3,503人(33.4%) 通所介護 2,540人(24.2%) 訪問介護 2,310人(22.0%)

※要介護認定の目安、状態の目安となる具体例は、（株）ベネッセスタイルケアHPより抜粋（一部改変）

※状態、平時に必要な支援については、個人差があります

# 要介護認定区分ごとの特性（イメージ）

## 要介護2 高知県での認定者数 7,650人（令和6年12月時点）

区分	要介護認定の目安	状態の目安となる具体例	主に利用される介護サービス等
要介護2	食事、排泄などは自分でできるものの生活全般で見守りや介護が必要。	自分だけで立ったり、歩いたりするのが困難。爪切り、着替え、立ち上がり、歩行などに介助が必要。 「薬を飲むのを忘れる」「食事をしたことを忘れる」などの認知症初期症状がみられる場合もある。	<u>利用割合の高いサービス</u> 福祉用具貸与 3,667人(47.9%) 通所介護 1,861人(24.3%) 訪問介護 1,614人(21.1%)

※要介護認定の目安、状態の目安となる具体例は、（株）ベネッセスタイルケアHPより抜粋（一部改変）

※状態、平時に必要な支援については、個人差があります

# 要介護認定区分ごとの特性（イメージ）

要介護3 高知県での認定者数 6,174人（うち、入所者以外3,734人）（令和6年12月時点）

区分	要介護認定の目安	状態の目安となる具体例	主に利用される介護サービス等
要介護3	日常生活にほぼ全面的な介護。	食事、着替え、排せつ、歯みがきなど、日常生活において基本的に介助を必要。 認知機能の低下などの場合には対応も必要。環境への適応が難しくなったことによる行動の変化が起こる場合がある。（例えば、不適切な言動 等）	利用割合の高いサービス 福祉用具貸与 2,287人(37.0%) 通所介護 1,050人(17.0%) 訪問介護 832人(13.5%)

※要介護認定の目安、状態の目安となる具体例は、（株）ベネッセスタイルケアHPより抜粋（一部改変）

※状態、平時に必要な支援については、個人差があります

# 要介護認定区分ごとの特性（イメージ）

要介護4 高知県での認定者数 6,575人（うち、入所者以外2,773人）（令和6年12月時点）

区分	要介護認定の目安	状態の目安となる具体例	主に利用される介護サービス等
要介護4	自力での移動ができないなど、介護なければ日常生活を送ることができない。	排せつ、食事、入浴、着替えなどすべてにおいて介助がないと行えない。 思考力の低下などもみられ、認知症の諸症状への対応も必要になることもある。	<u>利用割合の高いサービス</u> 老人福祉施設 1,763人(26.8%) 福祉用具貸与 1,480人(22.5%) 介護医療院 744人(11.3%)

※要介護認定の目安、状態の目安となる具体例は、（株）ベネッセスタイルケアHPより抜粋（一部改変）

※状態、平時に必要な支援については、個人差があります

# 要介護認定区分ごとの特性（イメージ）

要介護 5 高知県での認定者数 4,804人（うち、入所者以外1,852人）（令和6年12月時点）

区分	要介護認定の目安	状態の目安となる具体例	主に利用される介護サービス等
要介護5	介護なしに日常生活を送ることができない。コミュニケーションをとることが困難で、基本的に寝たきりの状態。	日常生活全般が自分で行えないため、寝返りやオムツの交換、食事などすべてで介助が必要。会話などの意思疎通も困難。	<u>利用割合の高いサービス</u> 老人福祉施設 1,416人(29.5%) 介護医療院 820人(17.1%) 福祉用具貸与 798人(16.6%)

※要介護認定の目安、状態の目安となる具体例は、（株）ベネッセスタイルケアHPより抜粋（一部改変）

※状態、平時に必要な支援については、個人差があります

# 想定される避難生活場所

本県における福祉避難所の対象となる者の考え方について（現状及び課題） ※一部、再掲

## 【現状】

「高知県福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」

- ・④高齢者（一人暮らし、高齢者のみ世帯等）
- ・(2)上記のうち、既存統計や避難行動要支援者名簿等で人数の把握が可能なものについては、その情報を活用する。

「高知県災害時における要配慮者の避難支援ガイドライン」

- ・生活の基盤が自宅にある方のうち、要介護認定3～5を受けている者

⇒ 福祉避難所の対象者の目安として、示す例

- ① 避難行動要支援者名簿登載者（主に要介護3～5の高齢者）
- ② 自力歩行が可能で自力で避難できるが、避難生活に支援が必要な高齢者 等



## 【課題】

- ・国、県のガイドラインは例示にとどまっており、福祉避難所の想定避難者の基準が各市町村により異なる（要支援1～要介護2の方、75歳以上の全ての高齢者 等）
- ・県全体で福祉避難所が限られるなか、要配慮者の健康や要介護度の悪化を防ぎつつ、安全な避難場所を確保することが困難

# 想定される避難生活場所

## 避難生活場所ごとの特徴

避難生活場所		主な支援者	主な設備	その他
①	病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療職（医師、看護師、薬剤師 等）</li> <li>・県外からの保健医療福祉支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療用設備、機器</li> <li>・ベッド</li> <li>・バリアフリー</li> </ul>	受入体制が整い次第、受入
	社会福祉施設（高齢者） ※緊急入所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職（介護福祉士、ヘルパー 等）</li> <li>・県外からの保健医療福祉支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉用設備（移動用リフト、車椅子用トイレ等）、機器</li> <li>・特殊寝台（電動ベッド）</li> <li>・バリアフリー</li> </ul>	//
②	福祉避難所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村職員（保健師 等）</li> <li>・介護職（介護福祉士、ヘルパー 等）</li> <li>・県外からの保健医療福祉支援</li> <li>・家族</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易ベッド、段ボールベッド</li> <li>・バリアフリー</li> </ul>	//
③	一般の避難所（福祉スペース）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村職員（専門職以外も）</li> <li>・地域住民</li> <li>・県外からの保健医療福祉支援</li> <li>・家族</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易ベッド、段ボールベッド</li> </ul> ※バリアフリーでない場合もある ※1人当たり最低3.5㎡の居住スペースの確保	発災後、すぐに開設

# 想定される避難生活場所

## 避難生活場所ごとの避難対象者（案） ①病院・社会福祉施設

避難生活場所		避難対象者(案)	支援内容
①	病院 ※介護医療院を含む	要介護度に関わらず、医学的管理が必要な方  ※在宅酸素療法者や痰吸引等の医療行為が必要な方(電源や水の確保が必要な方)	看護、医学的管理  ※ライフライン(電気や水)が回復するまで(1ヶ月程度)の受入を想定
	社会福祉施設 (緊急入所)	・要介護5 ・要介護4 ・要介護3 のうち、家族がいても、専門職でないと介護が難しい方	介護職による日常生活上の世話(介護)

※上記に関わらず、発災後は状況に応じた臨機応変な対応が必要。

# 想定される避難生活場所

## 避難生活場所ごとの避難対象者（案） ②福祉避難所

避難生活場所	避難対象者(案)	支援内容
② 福祉避難所	<p>(主に生活支援が必要な方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護5</li> <li>・要介護4</li> <li>・要介護3</li> </ul> <p>※入浴、排せつ、食事等の介助や体を動かすことに支援が必要な方(要介護認定等基準の「直接生活介助」、「機能訓練関連行為」の割合が高い方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護1, 2のうち、次ページで例示する方</li> </ul>	<p>(生活支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族等の介護に加え、支援スタッフによる日常生活上の<u>世話(介護)</u></li> </ul> <p>※<u>単身高齢者や、高齢者のみ世帯の受入が可能な人員の確保が必要(今後、検討)</u></p>
	<p>(主に見守り支援が必要な方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護5</li> <li>・要介護4</li> <li>・要介護3</li> </ul> <p>※認知機能の低下により、居場所が分からない、危険を避けることが難しい方 等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護1, 2のうち、次ページで例示する方</li> </ul>	<p>(見守り支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族等の介護に加え、支援スタッフによる日常生活上の<u>見守り</u></li> </ul> <p>※<u>単身高齢者や、高齢者のみ世帯の受入が可能な人員の確保が必要(今後、検討)</u></p>

※上記に関わらず、発災後は状況に応じた臨機応変な対応が必要。

# 想定される避難生活場所

## 避難生活場所ごとの避難対象者（案） ②福祉避難所

### 要介護1, 2の方で、対象となりうる方（案）

#### （生活支援が必要な方の例）

- ・片麻痺等で移動や排せつの支援が必要な方
- ・訪問介護（うち、身体介護が中心）利用者
- ・常食ではなく介護食が必要な方
- ・その他、ケアマネジャー等により、一般の避難所での生活が困難と判断された方

#### （見守り支援が必要な方の例）

- ・認知症により、うながし程度の見守りが必要な方や配慮が必要な方
- ・その他、ケアマネジャー等により、一般の避難所での生活が困難と判断された方

要介護認定の  
一次判定結果  
の活用も検討

（例：日常生活自立度2または3の方 等）

# 想定される避難生活場所

## 避難生活場所ごとの避難対象者（案） ③一般の避難所（福祉スペース）

	避難生活場所	避難対象者(案)	必要とされる配慮 (避難所における要配慮者支援ガイドを参考に作成)
③	一般の避難所 (福祉スペース)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護2</li> <li>・要介護1</li> </ul> <p>のうち、家族や地域住民の介助で、概ね生活が可能な方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援2</li> <li>・要支援1</li> <li>・要介護認定を受けていない高齢者</li> </ul> <p><u>※いずれも比較的軽度で専門な支援を必要としない方</u></p>	<p><b>【情報伝達】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所に掲示する情報などは、大きな文字で掲示し、口頭で伝える際には、わかりやすい言葉や表現を使用</li> <li>・音声で情報を流す場合は、必要に応じて拡声器を通して流す等の配慮</li> </ul> <p><b>【日常生活】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動時の介助などを行い、必要に応じて杖や車いすの利用</li> </ul> <p><b>【見守りや声かけ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康状態や生活が困難になっていないかを把握するため、周囲の避難者による声かけや見守り</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

※上記に関わらず、発災後は状況に応じた臨機応変な対応が必要。

# 想定される避難生活場所

## (参考) 福祉避難所等の対象者を限定している他府県の事例

	愛媛県新居浜市	新潟県上越市	京都府京都市
病院			医療的な処置や治療が必要な方
社会福祉施設 ※緊急入所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護者、高齢者</li> <li>・身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者</li> </ul> <p>※専門の設備・機材、専門スタッフによるケアを必要とする方。</p>		身体状況の悪化等により、福祉避難所での避難生活が困難な方
福祉避難所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、要介護者、身体障がい者</li> <li>・精神障がい者、発達障がい者、知的障がい者</li> </ul> <p>※家族等の介助に加え、施設スタッフの補助等により避難所生活が可能な方。</p>	<p>【要介護認定のある高齢者】 要介護度4または5の認定を受けた人のうち、特別な医療ケアが必要な人、ひとり暮らしの人、高齢者のみ世帯のいずれかに該当する人</p> <p>【障害のある人】 身体障害者手帳1級または2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aのいずれかを所持している人のうち、障害支援区分5または6の認定を受けた人</p>	<p>一般の避難所において、保健師等の健康調査等による所見に基づき、福祉避難所への受入を調整し、移送対象者を決定。</p> <p>※移送対象者は、まず<u>重度の要配慮者(要介護度3以上又は障害支援区分4以上)から選定し(第1次選定)</u>、さらに第1次選定で対象とならなかった方については、保健師等の健康調査による所見に基づき決定(第2次選定)。</p>
一般の避難所 (福祉スペース)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、要介護者、身体障がい者</li> <li>・精神障がい者、発達障がい者、知的障がい者</li> <li>・乳幼児、妊産婦</li> <li>・病弱者(医療機器等の使用)</li> </ul> <p>※いずれも比較的軽度で専門設備等を必要としない方。</p>		比較的介護度が軽度で専門的なケアは必要ではないが、配慮を必要とする方

# 主な介護サービス・介護予防サービスについて

参考資料①

## 介護給付（要介護1～5）・予防給付（要支援1～2）

区分	種類	対象者		内容
		要支援	要介護	
訪問型	訪問介護	-	1～5	ホームヘルプサービス ホームヘルパーが訪問し、食事、入浴、排泄などの身体介護や、掃除洗濯などの生活援助を行います。
	訪問入浴介護	1, 2	1～5	浴槽を積んだ入浴者などが訪問し、入浴の介助を行います。要支援1, 2の方は自宅に浴槽がないなどの場合に受けられます。
	訪問看護	1, 2	1～5	看護師などが自宅を訪問し、病状の観察や療養上のお世話をします。
	訪問リハビリテーション	1, 2	1～5	リハビリ専門職が自宅を訪問してリハビリテーションを行います。
	居宅療養管理指導	1, 2	1～5	医師や歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	1～5	日中、夜間を通じて1日に複数回の定期的な訪問や、通報による訪問で介護と看護の連携したサービスを行います。
	夜間対応型訪問介護	-	1～5	夜間の巡回や通報によりヘルパーが訪問して介護や日常生活上のお世話をします。
通所型	通所介護（デイサービス）	-	1～5	通所介護施設に通い、日帰りで食事、入浴、排泄等の介護や機能訓練をします。
	通所リハビリテーション	1, 2	1～5	医療機関や介護老人保健施設などに通い、日帰りでリハビリテーションを受けます。
	短期入所生活介護	1, 2	1～5	ショートステイ 介護老人福祉施設などに短期間入所して食事、入浴、排泄等の介護や機能訓練をします。
	地域密着型通所介護	-	1～5	小規模通所介護施設に通い日帰りで食事や入浴、排泄等の介護や機能訓練などをします。
	認知症対応型通所介護	1, 2	1～5	認知症の高齢者がデイサービスセンター等に通い、食事、入浴、排泄等の介護や機能訓練をします。
	小規模多機能型居宅介護	1, 2	1～5	「通所サービス」を中心に「訪問」「泊まり」を組み合わせ本人の心身の状態や希望に応じて食事、入浴、排泄等の介護や機能訓練をします。
	複合型サービス			小規模多機能型居宅介護の機能に訪問看護を組み合わせたサービス。
入所型	特定施設入居者生活介護	1, 2	1～5	有料老人ホーム等に入居している方に食事、入浴、排泄等の介護や機能訓練、療養上のお世話をします。
	認知症対応型共同生活介護	2	1～5	グループホーム 認知症高齢者が少人数で共同生活をしながら家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練をします。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	-	1～5	小規模な有料老人ホーム（定員29名以下）などに入居している方に、介護や機能訓練、療養上の世話をします。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	-	3～5	小規模な特別養護老人ホーム（定員29名以下）などに入居している方に、介護や機能訓練、療養上の世話をします。
	介護老人福祉施設	-	3～5	特別養護老人ホーム 常に介護が必要で自宅での介護が難しい方に入所して介護や機能訓練、療養上の世話をします。
	介護老人保健施設	-	1～5	病状が安定し、リハビリテーションが必要な方に入所して看護医学的管理の下で介護や機能訓練をします。
	介護医療院	-	1～5	要介護者に対し、長期療養のための医療と日常生活の世話を一体的に行います。
福祉用具貸与		1, 2	1～5	介護用ベットや車椅子、歩行器、杖他、安全に生活を送るための用具を貸与。 ※要介護度により利用できない福祉用具あり

## 地域支援事業

種類	対象者		内容
	要支援	その他	
介護予防・日常生活支援総合事業	1, 2	65歳以上、全ての方 ※要介護認定の申請不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防・生活支援サービス事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問型サービス</li> <li>・通所型サービス</li> <li>・生活支援サービス（配食等）</li> <li>・介護予防支援事業（ケアマネジメント）</li> </ul> </li> <li>○一般介護予防事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防把握事業</li> <li>・介護予防普及啓発事業</li> <li>・地域介護予防活動支援事業</li> <li>・一般介護予防事業評価事業</li> <li>・地域リハビリテーション活動支援事業</li> </ul> </li> </ul>